

## 緊急時における本校の対応について

緊急時における本校の基本的な対応については、保護者の皆様にご周知徹底いただく上から、年度当初にお知らせしております。

ご熟読の上、ご家庭で確認し、お部屋の分かりやすいところにこのプリントを貼って置いていただくようお願いいたします。

### 1. 大規模地震（東海地震）警戒宣言が発令されたときの児童の登下校について

- ① 登校前に「警戒宣言」または「注意情報」が発令中の場合には、学校は臨時に休校になります。
  - ・この場合、学校からのメール配信はいたしません。
- ① 登校後に「警戒宣言」または「注意情報」が発令された場合には授業を打ち切り、保護者のお迎えをお願いするか、教職員の指導のもとに帰宅させる等の措置を取ります。

#### \*大規模地震：「市域のいずれかで震度5強以上の地震が観測されたとき」

※1 大規模地震にあたらぬ地震発生時においても、次のような場合は、大規模地震発生時と同様の対応を行うこととする。

①自校周辺の鉄道等の運行状況を確認し、再開の見込みが立たぬ場合

※本校でその対象となるのは、相鉄線とさせていただきます。

②学校及び周辺の地域が停電となっており、児童生徒を安全に帰宅させられないと判断される場合

※保護者が留守の家に児童生徒を帰宅させることは、かえって危険である。大きな余震があつて家が倒壊することも考えられる。

※2 万が一発生した場合、第一次・第二次避難場所を以下に設定する。

**第一次避難場所：本校運動場 第二次避難場所：神田公園**

## 2. 「特別警報」「警報」が発令されたときの児童の登下校について

- ② 午前7時の気象情報で、横浜市内（神奈川県全域、または神奈川県東部）に「暴風警報」か「大雪警報」が発令中の場合には、学校は臨時に休校になります。
- ・この場合、学校からのメール配信はいたしません。
  - ・「～注意報」の場合は休校ではありませんので、お間違えのないようお願いいたします。
- ② 「大雨警報」や「洪水警報」「～注意報」が発令中の場合には、原則として通常通りの登校とします。
- ・ただし、各家庭の判断で危険と思われるときには、児童の登校を遅らせるか、見合わせるかしてください。なお、この場合、学校としては、遅刻・欠席の事由が把握できませんので、そのような対応をとられた場合には、連絡帳等で必ずご連絡ください。
- ③ 登校後、「暴風警報」や「大雪警報」が発令された場合には、授業時間を繰り上げ、状況に応じて教職員の指導のもとに下校するか、保護者のお迎えをお願いするようになります。

## 3. 次の場合、学校の「メール配信」を使って、全家庭に連絡します。

- ① 暴風・大雪・大雨・洪水等で、児童の引き取りをお願いするとき
- ② 暴風・大雪・大雨・洪水等で、早めに児童全員を教職員の指導のもとに下校させるとき
- ③ 児童の登校後に、「大規模地震警戒宣言」または「注意情報」が発令されたとき
- ④ 火災発生や不審者侵入等の緊急事態が発生したとき

### 【①③④の連絡を受けたら】

- ・ **メール配信登録の方は**、メールにて指定された時間に学校へ来てください。
- ・ **メール配信未登録の方は**、担任から電話連絡が入ります。同じように指定された時間に引き取りに来てください。

※メール配信登録者の方には電話連絡が回リませんのでご注意ください。

※子どもは保護者のお迎えがあるまで、学校で保護します。